

自動車整備技能登録試験受験資格及び

自動車整備技術講習受講資格について

令和4年5月25日に、国土交通省からプレスリリースのご案内がございました、自動車整備士技能検定規則の一部改正を整備情報・ホームページにてご案内させていただきました。

(2) その他の改正 ②にて

“大学等の電気又は電子に関する学科を卒業した者は、機械に関する学科を卒業したものと同等に、受験に必要な実務経験年数を短縮する”

となっております。

つきましては、第161期自動車整備技術講習・令和4年度第1回自動車整備技能登録試験より電気又は電子に関する学科を卒業した方は、実務経験の短縮が可能となりますので、ご案内申し上げます。

〈参照：国土交通省プレスリリース〉

URL：<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001482726.pdf>